

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

——コロンビア共和国における離婚法の創設——

奥 黒 木 三 郎
山 恭 子

はじめに

共著者は、先に、現在なお離婚の立法化に至らない諸国を紹介したが、そのなかで最近立法化の準備が進められ、その作業の最終段階にあると思われた「チリ」をとりあげてその法案を紹介した。⁽¹⁾しかし政変によって、その最終法案も今後いかなる過程をたどるか推測できない状態となった。しかし同様に政局不安の情勢の中で、コロンビアは教会関係者等の強力な反対を押し切って、一九七五年末、立法化に成功し、本年から改正民法が実施されることとなった。ラテン・アメリカ全体の婚姻法のすう勢を見るうえで、最新情報を広く紹介することの意義を認め、現在詳細な文献、資料も未だ入手し得ない状況のまま、あえてここに改正法および旧法の訳出を試みた次第である。

一、コロンビアは、ラテン・アメリカ諸国の中でも、制度的組織としてのカトリック教会の勢力が強い国であるといわれている。

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

る。しかし近年ラテン・アメリカ全体に、教会の復古的・反動的なイメージが薄れ、アルゼンチンやキューバ等に見られるように、教会が社会構造の近代化を促す任務を果たしている傾向があるが、この現象はコロンビアにおいても例外ではない。

コロンビアの離婚法論争で忘れることのできないのは、政教協約（Concordato）であり、常に引き合いに出されたのが一九七五年に成立したイタリア離婚法（家族法改正法）であった。イタリアでの離婚法の成立を、教会の名誉を失墜させたものとして、保守的聖職者を中心とした離婚反対論者達は、コロンビアの情勢を次のように説明した。世論が離婚をコロンビア民主化の旗印として掲げているが、これはカトリックの教義を政治という闘争の場に組み込むことの危険性を認識していない。まずもって婚姻に関してカトリックの教義が意味するところを徹底究明する必要がある。コロンビアの因襲は、未だこの改革に打ち勝てるほどの新しい「民主主義」に成熟しておらず、むしろコロンビアにおけるキリスト教の徹底さが強調されてしかるべきである、と。

しかし一方で、同じくイタリアの離婚を引き合いに出しながらも、コロンビアはこれとは異なるものだとして、修正をほどこした上での政教協約と離婚との妥協点を見いだそうとする努力もなされた。⁽⁵⁾新しい協約を是認した場合、コロンビアの婚姻は二つのタイプを持つことになる。カトリック教会の規範にのっとって儀式を行い、かつ民事上の効力を生じる教会婚と、官吏の面前で挙式を行なう民事婚とである。そしてこの修正協約の長所は、カトリック教徒が教会との縁を立ちきらずとも民事婚に逃げ込める点であった。しかしカトリック教徒は民事婚を締結することもできるのであるが、実際には、コロンビアにおける度々の社会的・宗教的圧力により、ほとんどがカトリックの婚姻儀式を行っていることが指摘されている。そうであれば「コロンビアの伝統的カトリック感」を考へる場合、国民の大半が真の「カトリック教徒」であることを前提とするのは、問題の余地がある。ともあれ教会自身が、今後の予測不可能な問題の広がり考へて、新しい協約を検討することに好意的態度であったことが、今回の改正法成立の契機となったことは事実である。

二、条文の訳出は新旧対照としたが、引用した改正前条文だけでは、民法典の体系を明らかにし得ないため、引用のない部分については、各編の表題と条文数のみを掲げた。

今回改正された第六編⁽⁶⁾までの体裁は、第一編国籍および住所、第二編出生および死亡、第三編婚約、第四編婚姻、第五編婚姻

無効およびその効果、である。

なお改正前民事訴訟法については、入手し次第、機会を改めて発表する。

- (1) 比較法学第一一巻第一号七一頁
- (2) ラテン・アメリカ離婚法の概略的紹介として、湯浅伸「各国離婚法規定一覽」外国の立法第一五巻第二号八六頁。なお同書は一九七六年三月号であり、当時コロンビア離婚法はすでに成立していた。
- (3) F・G・ヒル著、アンドラーデ、村江四郎訳「ラテン・アメリカその政治と社会」東大出版会一九七一年。
- (4) 一八八八年法律第三五号（一八八八年二月二四日ボゴタにて成立）
ローマ法王レオン一三世と共和国大統領との間でローマ市にてとり行なわれた一八八七年一月三十一日の協約を承認したもの。

同法第一七条 カトリック教を信仰する全てのものがとり行うべき婚姻は、トレント會議の定めたところに従って儀式を挙行した場合にのみ、人、夫婦の財産および子に関する民事上の効果を生じる。儀式には、民事登録簿への婚姻の登録を証明する目的で、法の定める公務員が立ち会うこと。

(5) *Divorcio en Cien Dias; Guillermo Hoyos Vasquez, (Anali-Cias, N. 27, p. 4)* 著者は哲学者である。

(6) 旧法で使われた「デイボルシオ」(divorcio)が別居を意味するものであることは、ラテンアメリカ全体に共通であり、新たに離婚を認める際には「デイボルシオ」を離婚の意味に使用し、旧来の別居は、肉体の分離 (separación de cuerpos) と表現する。従って本稿でも、旧法に使われた *divorcio* を別居とし、新法のそれを離婚と訳した。

新 法

一八七六年法律第一号

民事婚に離婚を創設し、民事婚および教会婚に肉体および財産の分離を明文化し、民法典および民事訴訟法典中の、家

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

旧 法

族に関する規定を修正する〔ための法律〕

第一条 民法第一五二条は、以下のとおり修正する。

第一五二条 民事婚は、夫婦の一方の死亡もしくは認定死亡あるいは裁判離婚によって解消する。

第二条 民法第一巻第七編は、次のとおり称する。

「離婚 (divorcio) および別居 (separacion de cuerpos) について、その原因と効果」

第三条 民法第一五三条は削除。

第四条 民法第一五四条は、以下のとおり修正する。

第一五四条 離婚原因は以下のとおりである。

一、夫婦の一方の婚姻外の性的関係。但し原告が同意し、これを促進させ、あるいは許容している場合はこの限りではない。

婚姻外の性的関係は、夫婦の一方による新たな婚姻の儀式により推定し得る。但し儀式の形式および効力のいかなは問わない。

二、夫婦のいずれかに、夫または父としての、あるいは妻または母としての義務の重大かつ不正な不履行があるこ

民法第一巻（人事編）第六編 婚姻の解消

民法第一五二条 婚姻は、夫婦の一方の死亡によって解消する。

民法第一巻第七編

「別居 (divorcio) について、その原因と効果」

第一節 別居

民法第一五三条 別居は婚姻を解消するものではなく、夫婦の共同生活を停止するものである。

第二節 別居原因

民法第一五四条 別居原因は以下のとおりである。

一、妻の姦通

二、夫が妾をもつこと

三、夫婦のいずれかの常習的酷罰

四、妻の、妻および母としての義務の完全な放棄および夫の、夫および父としての義務の完全な放棄

五、夫婦の他の一方の生命を危険にさらし、もしくは家庭の平穩が保てなくなるほどの暴行虐待

と。

三、夫婦の他の一方の、または夫婦の子の健康、肉体の完全性もしくは生命を危険にし、あるいは家庭の平穩が保てなくなるほどの暴行虐待。

四、夫婦のいずれかの常習的銘酹。

五、麻薬あるいは麻酔剤の常習的あるいは強制的使用。但し医師の処方によるものは、この限りではない。

六、夫婦の一方の肉体的・精神的、重大かつ不治の病気により、夫婦の他の一方の精神的・肉体的健全性が害され、夫婦共同体の続行が不可能となる場合。

七、夫婦の一方が、夫婦の他の一方、子あるいは同じ家に住み看護を受けている者に対し、墮落させる傾向を持つような何らかの行為をした場合。

八、別居が二年以上継続していることが裁判上確定した場合。

九、夫婦の一方が非政治的犯罪で四年以上禁固刑に処されたこと。但し離婚判決を下す裁判官が、残虐あるいは加辱的と認めた場合に限る。

第五条 民法一五五条は以下のとおり修正する。

第一五五条 証拠たる「離婚」原因を構成する事実が、夫婦生活の一体性回復の見込みがないほどに、婚姻共同体の深

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

民法第一五五条 夫婦のいずれかに、精神錯乱、伝染病およびその他同様な何らかの欠陥がある場合、別居は正当とみなさ

刻な崩壊を生ぜしめている場合には、裁判官のみが離婚を宣言する。

未成年の子の利益、婚姻継続の期間および夫婦の年令を考慮して、離婚することが道徳的に不当であると認められた場合、裁判官は離婚請求を棄却することができる。但し補助的に請求されている別居はこの限りではない。

しかし子を考慮して離婚請求の道徳的不当性を認めた場合に、その諸状況が止んだ際には、初めに申し立てたと同一の事実による場合でさえも、離婚を宣言することができる。

第六条 民法第一五六条は以下のとおり修正する。

第一五六条 離婚を誘発した事実の原因を与えていない配偶者のみが、〔前述第一五四条の〕一および七の原因の場合にはその事実を認識してから一年以内に、二、三、四および五の原因の場合には、その原因が引き起こされてから一年以内に、離婚を請求しうる。但し一および七の原因については、その発生後二年以内のみ請求しうる。

離婚原因は、当該夫婦の供述のみでは証拠となし得ない。

第七条 民法第一五七条は以下のとおり修正する。

第一五七条 離婚裁判では当該夫婦のみが当事者となる。但

れない。しかし前記のいずれかの場合に、夫婦の他の一方の請求により、裁判官は略式手続きにより、短期間同居の義務を停止させることができる。但し病氣欠陥等のある配偶者に対するその他の夫婦としての義務は継続するものとす。

民法第一五六条 別居は、それに原因を与えていない配偶者のみが請求しうる。かつその後の裁判では、当該夫婦あるいはその親のみが当事者となる。但し相続がないので、子あるいは妻の利益を代表する検事の発言は常に聴従される。

民法第一五七条 別居請求を認める場合、もしくは緊急時には

し夫婦が未成年である場合には、その両親も介入し得る。
検事は子の利益を代表して、常に参加する。

裁判の継続中に限って、裁判官により臨時に認められる場合、その手続きは以下の通りである。

一、いづれにしても、夫婦を分離させること。

二、妻を、両親あるいは近親者の家、もしくはこれらがないか避けるべき場合には裁判官の決定する家に預けること。

三、「民法」第一六〇条および「同」第一六一條の規定に従って、子を、夫婦のいづれかあるいはその双方、もしくはその他の人の看護のもとにおくこと。

四、妻と子の住居および扶養のために、夫が自己の能力の範囲内で妻に対して分担すべき金額、および訴訟費用を示すこと。

五、妻が妊娠しており、かつ夫が出産を避けることを希望している場合、本法第一〇編第二章の規定に従って、必要な予防策を命ずること。

第八条 民法第一五八条は以下のとおり修正する。

第一五八条 請求の提起以降であればその時期を問わず、当事者のいづれかの要請により、裁判官は、婚姻継続中に取得した財産および夫婦の他の一方が固有に取得した財産に關する法に従い、必要な手段を命ずることができる。

第九条 民法第一五九条は以下のとおり修正する。

第一五九条 夫婦の一方の死亡もしくは訴訟中に行なわれた

民法第一五九条 和解は別居裁判を終結せしめ、かつ裁判で示

和解により、訴訟は終了する。和解の際に生じた原因によって新たに離婚を請求することができる。

第一〇条 民法第一六〇条は以下のとおり修正する。

第一六〇条 離婚により婚姻のきずなおよび夫婦関係が解消すると判示されても、双方の子についての離婚当事者の権利義務は継続する。かつ場合によっては、夫婦間自体の権利義務も、民法第一卷第二二編の規定に従って継続する。

第一条 民法第一六一一条は以下のとおり修正する。

第一六一一条 離婚配偶者双方の子に関する効果は、民法第一卷第一二および一四編の規定による。但し親権の管理および執行に関して、判決文中裁判官が特段の定めをなした場合はこの限りではない。

第一二条 民法第一六二条は以下のとおり修正する。

第一六二条 本法第一五四条の一、二、三、四、五および七の諸原因の場合、無責配偶者は、婚姻を原因とし有責配偶者に対して行なった贈与をとり消すことができる。但し婚約時に自己の好意のみからとり決めた権利や譲渡は、これに含まない。

後段―離婚当事者はいずれも、他方の相続の際、無遺言で相続するための生存配偶者の資格を援用する権利はもたないし、夫婦としての持分を請求する権利も有しない。

された判決を無効とする。但し事件を取り扱う裁判所もしくは裁判官、あるいは裁判が終了している場合には第一審の裁判官の取り扱いのもとで行なわなければならない。

第三節 別居の効果

民法第一六〇条 別居宣言の判決を執行する場合、男子が七才以下の場合および女子の場合は母のもとにおく。

民法第一六一一条 第一五四条第一項および第四項のいずれかの原因にあたるために別居判決が下された場合、性のいかんを問わず三才以上の子はすべて、無責配偶者のもとにおくこととする。但し扶養および教育費は、裁判官の定めるところにより、夫婦双方の責任とする。

民法第一六二条 妻の特有財産は妻に回復し、婚姻解消の場合と同様、婚姻継続中に取得した財産の妻の持分は、妻に引き渡される。但し後述の例外はこの限りではない。

第一三条 民法第一六三条は以下のとおり修正する。

第一六三条 外国で挙式した民事婚の離婚は、夫婦の住所地の法が適用される。この執行に際し、夫婦が共に住んでいる地を夫婦の住所と解し、これがない場合、被告たる配偶者の住所を夫婦の住所地とみなす。

第一四条 民法第一六四条は以下のとおり修正する。

第一六四条 コロンビアで締結した民事婚が、外国で離婚判決を下された場合、夫婦の住所の法が適用され、かつ〔「コロンビア法では」解消の効果は生じない。但し各原因がコロンビアの法で承認され、かつ被告が住所地の法に従って通知を受けあるいは召喚された場合は、この限りではない。なお通知および召喚の要件を満たす場合は、別居の効果が生じる場合もある。〕

第一五条 民法第一六五条は以下のとおり修正する。但しその前に第四節の標題名「別居」を置く。

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

民法第一六三条（一九二二年法律第八号第五条の修正法）妻が姦通により別居原因を形成した場合、婚姻継続中に取得した財産に対する自己の権利は維持する。但し婚姻が継続している場合は、夫が妻の財産を管理する。一方財産分離の場合、妻の個人的使用の財産および別居の後何らかの資格で得た財産は妻が管理する。別居中の妻の財産から生じた収益は妻に属す。但し嫡出子の扶養料の分担は、裁判官の決定するところによる。

夫は常に、裁判官の決定したところに対し、管理財産および別居中の妻に属する前述の財産の価値を保証する。

民法第一六四条 無責配偶者は、有責配偶者に対して行なった贈与をとり消すことができる。

第四節 別居

第一六五条 以下の場合に別居をなしうる。

- 一、本法第一五四条を顧慮すること。
- 二、主務裁判官の面前で、夫婦が相互に同意を表明すること。

第一六条 民法一六六条は以下のとおり修正する。

第一六六条 別居判決を付与する際、裁判官は本法第一五五条の制限に拘束されない。

別居について相互の同意を表明する際、夫婦は、夫婦関係が存続している状態、別居が無制限か一時的か、別居期間が一年以内かどうかを明確にする。一時的別居の期限が終了した場合、和解があったものとみなす。但し夫婦は裁判官の面前で、別居状態に戻らないこと、あるいはその有効性を払することを宣言しうる。

夫婦双方の合意によって別居判決が下されるためには、まず第一に夫婦双方の子の看護の方法、子の保育、教育および住居の費用かつ場合によっては夫婦各自の扶養の費用について分担すべき比率を、請求の決定に決め、主務裁判官に対する文書によって、別居を請求することが必要である。夫婦の子の保育、教育および居住費用については、第三者の面前での両者の合意により、夫婦が共同で責任を負う。

民法第一六五条 別居中の妻は、夫の管理下から引き出した財産もしくは別居の後に取得した財産を、夫から独立して管理する。

民法第一六六条 別居の原因をつくってきた夫は、別居中の妻の健全かつ公明な扶養費について分担する義務を有する。かつ裁判官は、両者の状態を考慮して、分担の額および方法を決定する。

裁判官は検事の見解を考慮し、子の利益を考えて、夫婦の決議に反対することができる。

第十七条 以下の節に続いて、民法第一六七条は以下のとおり修正する。

第五節 別居の効果

第六七条 別居は婚姻を解消するのではなく、夫婦の共同生活を停止するにすぎない。別居は夫婦関係を解消する。但し夫婦相互の同意にもとづきかつ一時的である場合、両者が現在の夫婦関係を維持する意思を表明した場合はこの限りではない。

第十八条 民法第一六八条は以下のとおり修正する。

第一六八条 別居には、矛盾しない範囲で離婚の規定が適用される。

民法第一六七条 別居中の夫婦が和解した場合、夫婦関係および財産の管理に關しては別居がなかったと同様に、別居前の状態に回復する。

この回復は夫婦双方の請求により、裁判官が宣言する。かつ本法第二一〇条の、夫の管理の回復と同じ効果を生じる。

民法第一六八条 別居中の夫婦の嫡出の子に關する別居の効果については、第一卷第一二編「両親および嫡出子間の権利および義務」の各規定が適用される。

以下略

第八編 再婚

民法第一六九条から第一七五条まで

第九編 夫婦間の権利義務

民法第一七六条から第一九七条まで

第十九条 民法第一九八条は以下のとおり修正する。

第一九八条 婚約書の有無を問わず、夫婦はいずれも、法律

民法第一九八条 夫婦はいずれも、婚約書において、財産分離を請求する権限を放棄することはできない。

が付与した財産分与を請求する権限を放棄することはできない。

第二〇条 民法第一九九条は以下のとおり修正する。

第一九九条 無能力者たる配偶者が財産の分離を請求するためには、特別な後見人を選定することを要する。

第二一条 民法第二〇〇条は以下のとおり修正する。

第二〇〇条 以下の場合には、夫婦のいずれも財産分離を請求することができる。(一)別居を正当化する事由と同様の原因による場合。(二)夫婦の他の一方が、支払いの停止、破産、債権者の財産引渡し申し込み、支払い不能あるいは競争入札、常習的放蕩や遊享によって、夫婦関係において原告の利益を過度に減少せしめる方法で、世襲財産を詐欺的にもしくは公然と、不注意に管理する場合。

第二二条 民法第二三七条は以下のとおり修正する。

第二三七条 婚姻前に懐胎し、婚姻中に生まれた子は、後のその婚姻により、法律上嫡出となる。ただし法規定に従っ

夫婦のいずれかに関する財産分離の原因は以下のとおりである。(一)法定別居もしくは単なる別居 (a simple separation de cuerpos) を正当化する事由。(二)常習的放蕩もしくは遊享。(三)夫婦関係において、他の一方の利益を過度に減少せしめる方法で、世襲財産を詐欺的にもしくは公然と、不注意に管理する場合。

夫婦の相互の同意も、財産分離原因である。

民法第一九九条 未成年者たる配偶者が財産分離を請求するためには、特別な後見人を任命しなければならない。

民法第二〇〇条 民事訴訟法第六九八条により削除

以下略

民法第二〇一条から第二一二条まで

第一〇編 婚姻中懐胎した嫡出子

民法第二一三条から第二三五条まで

第一一編 非嫡出子

民法第二三六条

民法第二三七条 婚姻前に懐胎し、婚姻中に生まれた子は、後のその婚姻により、法律上嫡出となる。ただし法規定に従っ

て妊娠を推定しうる全期間を通じて、子の母への肉体的接近が絶対不可能な状態であったことが証明された場合、夫は婚姻成立の日から一八〇日以内に、生まれた子の嫡出性に異議を申し立てることができる。

しかしこの証明がない場合でも、婚姻成立の時点で妊娠の認識を持たず、かつ子が生まれた後に、積極的には子の認知を表明してきていない場合には、子の嫡出性に異議を申し立てることができる。

夫の側の異議申し立てが有効となるためには、前章に規定した期間および形式で行う必要がある。

て妊娠を推定しうる全期間を通じて、子の母への肉体的接近が絶対不可能な状態であったことが証明された場合、夫は婚姻成立の日から一八〇日以内に、生まれた子の嫡出性に異議を申し立てることができる。

しかしこの証明がない場合でも、婚姻成立の時点で妊娠の認識を持たず、かつ子が生まれた後に、積極的には子の認知を表明してきていない場合には、子の嫡出性に異議を申し立てることができる。

以下略

民法第二三八条から第二四九条まで

第一二編 両親と嫡出子間の権利義務

民法第二五〇条から第二六八条まで

第一三編 養子

民法第二六九条から第二八六条まで

第一四編 親権

民法第二八八条から第三一一一条まで

第一五編 親権免除

民法第三一二条から第三一五条まで（第三一六条および三一七条は削除）

第一六編 実子（削除）

第一七編 両親と実子間の権利義務について（削除）

第一八編 母性論争

民法第三三五条から第三三八条まで

第一九編 成年擬制

民法第三三九条から第三四五条まで

第二〇編 国家の証明

民法第三九六条から第四一〇条まで（第三四六条ないし第三九五条は削除）

第二三条 民法第四二一条第四項は以下のとおり修正する。

第四二一条 アリモニーの義務を負うこと。

四、有責配偶者が、離婚もしくは別居した無責配偶者に対して。

民法第四二一条 アリモニーの義務を負うこと。

第二一編 法定扶養料

一、夫婦の他の一方に対して

二、正統の卑族に対して

三、正統の尊族に対して

四、別居した無責の妻に対して

五、六 削除

七、養子に対して

八、養親に対して

九、兄弟姉妹に対して

以下略

民法第四一二条から第四二二条まで

第二四条 民法第四二三条は以下のとおり修正する。

第四二三条 裁判官はアリモニーを支払うべき方法および額を決定し、かつこの目的のための資産に有利となるように、貯蓄銀行あるいは同種の機関を変更し、アリモニー支払いの義務が停止した場合には即座に、扶養者あるいはその相続人に返還するよう指図することができる。

同様に裁判官は、離婚もしくは別居に際して、夫婦の他の一方にアリモニーを支払う義務のある配偶者に対し、将来の義務の遂行を保証するため、動産あるいは不動産を担保に提供することを命ずることができる。

経済的義務の分担について、民事訴訟法第一三七条に従って行なつた夫婦間契約は有効である。但し同法の手続の前提たる、原因となつた状況が変更した場合、当事者の請求により、同一の裁判官による修正が可能である。

同様の場合に、同じ手続きにより、いずれの配偶者も、判決が定めた義務の分担につき再審請求することができる。

第二五条 民法第一八二〇条は以下のとおり修正する。

第一八二〇条 夫婦関係は次の場合に解消する。

- 一、婚姻の解消
- 二、裁判上の別居。但し夫婦相互の同意にもとづき、具体的に、両者が夫婦関係を維持する意思を表明した場合は

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

民法第四二三条 裁判官はアリモニーを支払うべき方法および額を決定し、かつこの目的のための資産に有利となるように、貯蓄銀行あるいは同種の機関を変更し、アリモニー支払いの義務が停止した場合には即座に、扶養者あるいはその相続人に返還するよう指図することができる。

民法第一八二〇条 夫婦関係は次の場合に解消する。

- 一、婚姻の解消
- 二、夫婦の一方の認定死亡。但し出生および死亡の編の規定に従うこと。

この限りではない。

三、財産分離の判決

四、婚姻無効判決。但しその無効が本法第一四〇条第一二項にもとづいて宣言された場合はこの限りではない。この場合には夫婦関係が成立していない。

五、無能力者にあらざる夫婦の相互の一致による。この場合公正証書の本文に、婚姻共同体の財産目録とその負債および決算を記入することを要す。

但し夫婦は、夫婦関係の解消および清算を証書に登録する以前の資格で、債権者に対して共同責任を負うものとする。

第三者に対抗し得るためには、前記の公正証書は、法規定に従った登記を必要とする。

本項の規定は、離婚および裁判上の別居により解消した夫婦関係の清算に適用される。

三、永続的別居あるいは財産分離の判決。

四、婚姻無効判決

以下略

なお一卷（人事編）第四二四条以降の規定体裁は以下のとおり

民法第四二四条から第四二七条まで

第二二編 後見および看護の一般規定

民法第四二八条から第四六二条まで

第二三編 後見および看護の前提要件および手続き

民法第四六三条から第四七九条まで

第二四編 財産に関する後見人および看護者の委任

民法第四八〇条から第五一六条まで

第二五編 後見に関する特別規定

民法第五一七条から第五二三条まで

第二六編 未成年者の後見に関する特別規定

民法第五二四条から第五三〇条まで

第二七編 放蕩者の補佐に関する特別規定

民法第五三一条から第五四四条まで

第二八編 精神病者の補佐に関する特別規定

民法第五四五条から第五五六条まで

第二六条 民事訴訟法第四一四條第二項は以下のとおり修正する。

第四一四條 当該手続きが適用される事項

次に掲げる事項は、程度のいかんにかかわらず略式手続で処理決定すること。

二、民事婚の離婚および民事婚と教会婚の裁判上の別居。但し両当事者の合意により請求される場合はこの限りではない。

第二七條 民事訴訟法第四二三條は以下のとおり修正する。

第四二三條 離婚手続においては次の規定を遵守することを要する。

一、離婚請求を許可する際、あるいは緊急を要する場合に
はそれ以前に、裁判官は以下の処置を決定する。

(イ) 夫婦の別々の住所を正式なものと認めること。夫婦が適格年齢にない未成年者である場合には、寄託地を父もしくは最も近い親族の家あるいは裁判官の裁量による他人の家とする。

(ロ) 子の看護は、夫婦の一方あるいは双方もしくは子の保護に最適と思われる場合は第三者のもとにおく。

(ハ) 夫婦の他の一方と夫婦の子の、居住と扶養の費用および子の教育のために、夫婦各自がその資力に応じて

コロンビア民法（人事編）改正法（一九七六年）

第二九編 贖賂者の補佐に関する特別規定

民法第五七條から第五六〇條まで

第三〇編 財産の管理

民法第五六一條から第五八〇條まで

第三一編 補助的看護人

民法第五八一條および第五八二條

第三二編 特別看護人

民法第五八三條および第五八四條

第三三編 後見人および看護者の無能力および免除

民法第五八五條から第六一三條まで

第三四編 後見人および看護者の報酬

民法第六一四條から第六二六條

第三五編 後見人および看護者の罷免

民法第六二七條から第六三二條まで

第三六編 法人

民法第六三三條から第六五二條まで

分担すべき割合を明確にする。

(二) 妻が妊娠しており、かつ夫が出産を避けることを希望している場合、法規定に従って必要な予防策を命ずること。

(ホ) 夫婦共同体の財産について、あるいは場合によっては、夫婦の一方が権利を有するアリモニーの支払いを保証する目的で、特有財産についても、民事訴訟法第六九一条の一に定めた処置を命ずること。

二、妥当な場合には、民事訴訟法第四一〇条の規定を適用する。裁判官が適当と考えた場合には、同様に子にも聴問する必要がある。

三、その場合、離婚および反訴の請求に応じて、裁判官は調停のための聴問に各自が協力するように、夫婦双方の召喚を命ずる。

夫婦のいずれかが参集しないか、もしくは調停が失敗した場合には、裁判官は最初の聴問の二カ月以後三カ月以内に、第二の聴問のために召喚する。

第二の聴問においても調停に至らない場合には、裁判官はこの手続きを継続することを命ずる。

四、裁判官が和解により離婚手続きを終了したと宣言するためには、夫婦双方が各自別々に提出した文書による明

確な請求が必要である。

五、裁判官は離婚を認める判決文で次のことを決定する。

(イ) 未成年の子を、夫婦の一方のもしくは双方のあるいは第三者の看護のもとにおく。但しその決定に際しては、子の年令、性および確証された離婚原因を考慮しななければならない。

(ロ) 確証された離婚原因が停止あるいは喪失した場合、独立していない子の親権者をいずれとするか。あるいは後見人のもとにおくべきか否か。

(ハ) 民法第二五七条第二および第三文の規定に従って、夫婦双方の子の保育、教育および居住の費用につき、夫婦が負担すべき割合。

(ニ) 場合によっては、夫婦の一方が他方に支払うべき扶養年金総額。

六、婚姻および夫婦各自の出生の欄に記載するため、離婚を決定した判決文の写しを、各管轄の戸籍吏に送付すること。

第一 民事および教会婚の別居手続きには本条の妥当する規定を準用する。

第二 別居判決執行後に和解が成立した場合、裁判官は別居を終決させる判決を平明に下す。

第三 教会婚については、政教協約第九条第二項の規定を適用する。その際手続きを取り扱う裁判所は、和解訴訟および政教協約に定める牧師の訴訟を終決させるためには、各管区の司祭に通告すること。

第四 いずれの場合にも裁判官は、別居のために提起された訴訟手続の際には離婚を宣言することはできない。一方離婚のために提起された手続において、補助的に別居が請求されている場合には、裁判官は別居を宣言し得る。

第二八条 民事訴訟法第四四二条は、第一六項として以下の規定を追加する。

第四四二条 次の事項は口頭手続きで処理する。重要度にはかわりない。

一六、夫婦双方の合意にもとづく別居。

この手続きには民法第一六六条の二、三および四項が適用される。

第二九条 本法において、離婚に関する規定は民事婚に適用され、別居および財産分離に関する規定は、民事婚および宗教婚に適用される。その場合の儀式の時期は、本法効力発生の前後を問わない。

第三〇条 異宗教間婚姻の場合に、特免により挙式した宗教婚

は、当事者が民事上の拘束を受けないと同時に民事上の効力を生じない。司法管轄区の各最高裁判所は、夫婦の被拘束の状態を確認したうえで、完全な効果を備えるために戸籍簿に教会婚の記載をなすことを命ずる。

第三二条 本法は公布の日以降効力を生じ、これと反する規定、特に一八八七年法律第五七号の第六条および同年法律第一五三号の第五二条は削除する。

(一九七五年二月一日制定)

なお本稿は、現地で資料を求められ、帰国後直ちに資料を筆者に提供された、F社社員吉水法生氏の御好意なしには紹介できなかった。ラテンアメリカ研究に伴う資料収集の困難さを思うとき、同氏には学界のためとくに、誌上を借りて感謝の意を表したい。

(一九七六年二月稿)